

## 第4章 製表業務の民間開放に向けた取組

### 第1節 製表業務の民間開放の推進

独立行政法人統計センターを所管する総務省統計局では、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)に基づき、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、統計センターが実施する業務の民間開放に向けた検討を行っており、統計センターにおいても検討に資するための資料の作成や検証を行うなど、統計局と一体となって取り組んでいる。

具体的には、平成19年度において、製表業務の中核を占める符号格付事務について試行的に民間事業者へ委託し、符号格付事務の民間開放の具体化に向けて実地に検証を行ったほか、調査票の受付・整理、データ入力及び符号格付以外の製表業務の民間開放に対する考え方について整理を行った。

その結果、既に一般競争入札により民間委託を実施しているデータ入力事務に加え、平成19年度の大規模周期調査から調査票の受付整理事務の民間開放を実施するとともに、国勢調査を始めとする一定の業務量と業務期間を有する大規模周期調査の符号格付事務についても、納品後の検査・検収及び誤り訂正等に一定の期間及び課題の整理を要するものの、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)の適用も視野に、順次民間開放を実施する方針とされた。また、製表の管理・企画事務については業務の性質等の観点から、審査事務については効率性等の観点からそれぞれ民間開放することは適切ではないと整理された。

この方針を受けて、平成19年就業構造基本調査及び平成19年全国物価統計調査の調査票の受付整理事務とOCR入力事務について民間委託を実施した。

#### 【公共サービス改革基本方針の改定(平成19年12月24日に閣議決定)から抜粋】

(独)統計センターの実施している符号格付業務のうち平成22年国勢調査における同業務について、平成21年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成22年中に結論を得る。